

天理市告示第59号

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第19条の規定による令和6年度天理市国民健康保険料の減額について、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

天理市長 並 河 健

記

1 基礎賦課額の減額の額

- (1) 国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条第1項第1号アに規定する額 19,320円
- (2) 条例第19条第1項第1号イに規定する額 14,000円
- (3) 条例第19条第1項第2号アに規定する額 13,800円
- (4) 条例第19条第1項第2号イに規定する額 10,000円
- (5) 条例第19条第1項第3号アに規定する額 5,520円
- (6) 条例第19条第1項第3号イに規定する額 4,000円

2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額

- (1) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規

定する額 8,050円

(2) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規

定する額 5,880円

(3) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規

定する額 5,750円

(4) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規

定する額 4,200円

(5) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規

定する額 2,300円

(6) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規

定する額 1,680円

3 介護納付金賦課額の減額の額

(1) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規

定する額 11,830円

(2) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規

定する額 8,450円

(3) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規

定する額 3,380円